

愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物の処理に関する法令に定めるもののほか、産業廃棄物の適正処理に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (2) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (3) 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定により、知事の許可を受けて、産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行っている者又はこれらを業として行おうとする者をいう。
- (4) 事業者等 産業廃棄物を排出する事業者及び処理業者をいう。
- (5) 県外産業廃棄物 県の区域外で発生した産業廃棄物をいう。
- (6) 処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (7) 保管・積替施設 事業者等が産業廃棄物の保管又は積替を行う施設（公有水面上の施設を除く。）をいう。

(県外産業廃棄物の処理)

第3条 事業者等は、県の区域内（松山市を除く。）において、県外産業廃棄物を処分するときは、あらかじめ知事に協議するものとする。

- 2 国の認定、指定及び許可等を受けて県外産業廃棄物を処分するときは、前項の協議があったものとみなす。

(県外産業廃棄物の処理の事前協議)

第4条 事業者等は、前条の規定による協議をしようとするときは、県外産業廃棄物処理事前協議書（様式第1号。以下「県外物処理協議書」という。）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による県外物処理協議書の提出があった場合においては、必要な指導及び助言を当該協議をした事業者等に通知するものとする。
- 3 事業者等は、前項の規定による通知を受けた後、前条の協議の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した県外物処理協議書を知事に提出するものとする。同項の規定は、この場合について準用する。

(県外産業廃棄物処理実績の報告)

第5条 処理業者は、第3条の規定により知事と協議の上、県外産業廃棄物の処分を行ったときは、その年度における当該県外産業廃棄物の処分の状況を記載した県外産業廃棄物処理実績報告書（様式第2号）を翌年度の6月30日までに知事に提出するものとする。

(地域住民の同意等)

第6条 事業者等は、処理施設を設置する場合は、関係地域住民の同意を得ることに努めるものとする。

2 事業者等は、産業廃棄物の処理に関し、関係地域住民との紛争の回避に努めるとともに、紛争が発生した場合は、責任を持ってその速やかな解決に努めるものとする。

3 事業者等は、関係市町長又は地域住民等から生活環境の保全に関する協定等の締結を求められた場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(処理施設設置等の事前協議)

第7条 法第15条第1項の規定による処理施設の設置の許可又は法第15条の2の6第1項の規定による処理施設の変更の許可を受けようとする者は、あらかじめ産業廃棄物処理施設設置等事前協議書(様式第3号)を知事に提出し、その旨を協議することができる。

2 知事は、前項の規定による協議を受けた場合においては、関係市町長の意見を聴くとともに、その内容を審査し、当該処理施設の設置又は変更に係る計画が適正であると認めるときは、その旨を当該協議をした者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定による審査の結果、当該処理施設の設置又は変更に係る計画を改善し、又は廃止する必要があると認めるときは、その旨の指示を行うものとする。

4 知事は、前項の規定による指示により、当該指示に係る事項が改善されたと認めるときは、その旨を当該指示をした者に通知するものとする。

5 第4条第3項の規定は、第1項の協議の内容を変更しようとする者について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「第7条第2項又は第4項」と、「前条」とあるのは「同条第1項」と、「県外物処理協議書」とあるのは「産業廃棄物処理施設設置等事前協議書」と、「同項」とあるのは「同条第2項から第4項まで」と読み替えるものとする。

(不法投棄の防止対策)

第8条 知事は、産業廃棄物の不法投棄(法第16条の規定に違反する行為をいう。)の防止を図るため、関係機関に協力を求めるものとする。

(事故時の対応)

第9条 事業者等は、保管・積替施設の故障、破損等により、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに応急措置を講じて環境汚染を防止するとともに、事故状況報告書(様式第4号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による事故状況報告書の提出があったときは、事業者等に対して、事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置を講ずべき旨を指示するものとする。

3 事業者等は、前項の規定による指示があったときは、これに従うものとする。

(雑則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

県外産業廃棄物処理事前協議書					
愛媛県知事		様			
		年 月 日			
		氏名又は名称及び住所 協議者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 (電話番号)			
(1)	事業場の概要	事業場名称			
		事業場所在地			
(2)	事業の概要				
(3)	排出事業者の所在				
(4)	処理を行う産業廃棄物	種 類	数 量	左 の 内 訳	
				中間処理量	埋立処分量
			m ³ /年 (t/年)		
			m ³ /年 (t/年)		
			m ³ /年 (t/年)		
			m ³ /年 (t/年)		
		計	m ³ /年 (t/年)		
(5)	変更又は終了の理由				

注1 (1)～(5)を変更しようとするときは、変更後の内容を記載すること。

2 変更又は終了しようとするときは、(5)の欄に理由を記載すること。

様式第2号（第5条関係）

県外産業廃棄物処理実績報告書				
愛媛県知事		様		年 月 日
		氏名又は名称及び住所 協議者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 (電話番号)		
(1)	事前協議書 提出年月日	年 月 日		
(2)	国の認定等 の種類			
(3)	処理を行う 産業廃棄物	種 類	数 量	左 の 内 訳
			m ³ /年 (t/年)	中間処理量
			m ³ /年 (t/年)	埋立処分量
			m ³ /年 (t/年)	
			m ³ /年 (t/年)	
			m ³ /年 (t/年)	
		計	m ³ /年 (t/年)	

注1 県外産業廃棄物処理事前協議書を提出している場合には(1)の欄に、国の認定、指定及び許可等を受けている場合には(2)の欄に記載すること。

2 国の認定、指定及び許可等を受けている場合は、当該認定、指定及び許可等を受けたことを証する書類（認定証等）の写しを添付すること。

様式第3号（第7条関係）

産業廃棄物処理施設設置等事前協議書	
愛媛県知事	年 月 日
様	氏名又は名称及び住所 協議者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 (電話番号)
処 理 施 設 の 種 類	
処理する産業廃棄物の種類	
処 理 施 設 の 概 要	別紙のとおり
設 置 場 所	
事業所の名称及び所在地	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

注1 処理施設の概要については、中間処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号から第13号の2までに規定する処理施設をいう。以下同じ。）にあつては別紙1を、最終処分場（同条第14号に規定する処理施設をいう。以下同じ。）にあつては別紙2を添付すること。

2 協議の内容を変更しようとするときは、当該変更に係る事項及び変更の理由のみを記載すること。

3 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

- (1) 事業の概要及び産業廃棄物の種類ごとの取扱量を記載した事業計画書
- (2) 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の抄本
- (3) 処理施設の構造を明らかにした平面図、立面図、断面図及び設計計算書
- (4) 処理施設の配置を明らかにした事業場の平面図
- (5) 処理工程図
- (6) 処理施設からの放流水がある場合にあつては、放流経路を示した図面（放流地点からおおむね500メートル以内の範囲を記載したもの）
- (7) 生活環境影響調査書
- (8) 事業場予定地の使用権原を証する書類
- (9) 関係地域住民の同意書

別紙1

処理施設の概要（中間処理施設用）

中間処理施設の概要	産業廃棄物名	
	処理方式	
	処理能力	
	排水の処理方法	
	稼働時間	
公害等の防止の方法の概要	大気汚染防止方法	
	水質汚濁防止方法	
	騒音防止方法	
	振動防止方法	
	悪臭防止方法	
	その他	
放流水	水質	
	水量	(m ³ /日)
	放流方法	
排ガス	処理方式	
	排出量	(Nm ³ /日)
	処理目標値	
処理後の産業廃棄物の処分方法		
処理する産業廃棄物の県内外の割合		県内物 % 県外物 %
変更の理由		

別紙2

処理施設の概要（最終処分場用）

埋め立てる産業廃棄物の種類		
処 理 能 力	敷地面積	m ²
	埋立面積	m ²
	埋立容量	m ³
埋立方式の概要		
埋立（予定）期間		
最 終 処 分 場 の 構 造	囲いの構造	
	産業廃棄物の流失防止装置	
	地滑り・地盤沈下防止装置	
	周囲からの地表水の流入防止装置	
	遮水工	
	集水施設	
	浸出水処理施設	
	水質監視用井戸の数	
公 害 等 の 防 止 の 方 法 の 概 要	大気汚染防止方法	
	水質汚濁防止方法	
	騒音防止方法	
	振動防止方法	
	悪臭防止方法	
	その他	
放 流 水	水 質	
	水 量	(m ³ /日)
	放 流 方 法	
放 流 先 の 概 要		
汚 泥 等 の 処 理 方 法		
処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 割 合 県 内 外 の 割 合		県内物 % 県外物 %
変 更 の 理 由		

様式第4号（第9条関係）

事故状況報告書 年 月 日 愛媛県知事 様 氏名又は名称及び住所 報告者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 （電話番号）	
事故発生場所	
事故発生日時	年 月 日 時
措置完了日時	年 月 日 時
事故の概要	
環境への影響等	
講じた措置の概要	

注 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

- (1) 事故の発生場所及びその影響を記載した書類及び図面
- (2) その他知事が必要と認める書類及び図面